

京丹後市 避難所・避難場所一覧（弥栄町版）

平成31年3月 改訂



◎指定緊急避難場所（風水害）

緊急

台風、大雨災害から緊急に逃れるため、市が開設する避難所です。

お住まいの地域	施設の名称	住所
吉沢、芋野、堤	吉野小学校（体育館）	弥栄町芋野 408
黒部、船木、小田、国久、井辺	黒部体育館【注】	弥栄町黒部 3299
鳥取、木橋、和田野	弥栄小学校（体育館）	弥栄町木橋 558
堤、溝谷、外村、等楽寺	弥栄中学校（体育館）	弥栄町溝谷 3301-1
野間地域	野間基幹集落センター	弥栄町野中 2245-1

【注】黒部体育館は、土砂災害警戒区域内にある施設です。時間がある場合は、より安全な施設に避難をしてください。

◎指定緊急避難場所（地震）

緊急

地震災害から緊急に逃れるため、市が開設する避難所です。



お住まいの地域	施設の名称	住所
吉沢、芋野、堤	吉野小学校（体育館）	弥栄町芋野 408
黒部、船木、小田、国久、井辺	黒部体育館	弥栄町黒部 3299
鳥取、木橋、和田野	弥栄小学校（体育館）	弥栄町木橋 558
堤、溝谷、外村、等楽寺	弥栄中学校（体育館）	弥栄町溝谷 3301-1
野間地域	野間基幹集落センター	弥栄町野中 2245-1

◎指定緊急避難場所（大規模な火災）

緊急

大規模な火災が発生した時の一時的な避難場所です。

お住まいの地域	施設の名称	住所
吉沢、芋野、堤	吉野小学校（グラウンド）	弥栄町芋野 408
黒部、船木、小田、国久、井辺	黒部体育館	弥栄町黒部 3299
鳥取、木橋、和田野	弥栄小学校（グラウンド）	弥栄町木橋 558
堤、溝谷、外村、等楽寺	弥栄中学校（グラウンド）	弥栄町溝谷 3301-1
野間地域	野間グラウンド	弥栄町野中 2264

【注：大規模な火災については、その施設のグラウンド等の屋外を避難場所とします。】

◎福祉避難所

緊急

避難に特段の配慮が必要な避難者の優先的な避難所です。

施設の名称	住所
弥栄地域公民館	弥栄町溝谷 3443-2
弥栄生きがい交流センター	弥栄町野中 2247

◎地区避難所

緊急

地域の状況により、地元自治会などが開設する自主避難所です。（津波、大規模な火災は想定していません。）

施設の名称	住所	風水害	地震
井辺公民館	弥栄町井辺 806-1	○	○
中津・田中集会施設	弥栄町野中 1608-1	○	○
小田集会施設（2階）	弥栄町小田 338-1	○	○



◎指定避難所

2次

災害の危険性がなくなるまでの一定期間滞在するため、市が開設する避難所です。

施設の名称	住所
吉野小学校	弥栄町芋野 408
黒部体育館	弥栄町黒部 3299
弥栄小学校	弥栄町木橋 558
弥栄中学校	弥栄町溝谷 3301-1
野間基幹集落センター	弥栄町野中 2245-1



避難に関する3つの情報

- 1 避難準備・高齢者等避難開始…人的被害の発生する危険性が高まっている状況
- 2 避難勧告………人的被害の発生する危険性が明らかに高まった状況
- 3 避難指示（緊急）………人的被害の発生する危険性が非常に高まった状況、あるいはすでに人的被害が発生した状況

※注意事項

- 自宅からの避難経路等を確認し、安全に避難できる場所を選んでください。
- 大雨により浸水等が発生し、屋外に出ることがかえって危険な場合は、屋内のできるだけ高い場所（2階等）へ避難する「垂直避難」も有効です。

お問い合わせ先



京丹後市

総務部総務課

TEL：69-0140/FAX：69-0901

京丹後市峰山町杉谷889番地

市長公室弥栄市民局

TEL：69-0715/FAX：65-4912

京丹後市弥栄町溝谷3464番地

（平成31年3月1日）

災害が起きたら「指定緊急避難場所」へ

災害の危険から緊急に逃れるための場所です

災害が起きたとき、または、災害の危険性が高まったとき、まず逃げる先は、風水害、地震、津波など災害の種類ごとにあらかじめ指定された「指定緊急避難場所」です。

まず、「指定緊急避難場所」に逃げて、自分の命を守ってください。

①大雨・台風など・・・



危険になる前の早期の避難

基本姿勢は、

避難所まで避難できるとき



指定緊急避難場所
(風水害)

避難所まで避難できないとき

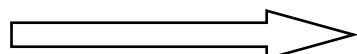


2階以上に避難



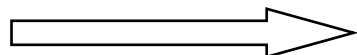
自宅など

②地震・・・



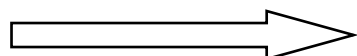
指定緊急避難場所
(地震)

③地震などによる津波・・・



指定緊急避難場所
(津波)

④地震などによる火災・・・



指定緊急避難場所
(大規模な火災)

地域の状況により開設する「地区避難所」

地元自治会などが開設・運営する避難所です

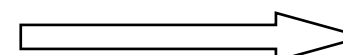
地域の状況により、区などが開設する避難所です。

地区により開設時期が異なりますので、区若しくは市に確認してください。

被災した方が生活をするための「指定避難所」

被災者が避難のために必要な間、滞在するための避難所です

災害の危険性があり避難した住民等が災害の危険性がなくなるまでに必要な間滞在する、または、災害により家に戻れなくなった住民等が一時的に滞在する避難所です。



指定避難所



「福祉避難所」

要配慮の方が避難していただくための避難所です

高齢者、障害者、妊産婦、乳幼児、病弱者等が、緊急避難または避難生活において、何らかの特別な配慮を必要とする人を優先的に受け入れる避難所です。

災害状況により、避難する避難先が異なります。

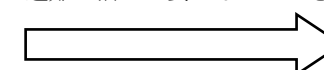
まず、命を守るために

指定緊急避難場所

地区避難所

福祉避難所

被災状況により、
避難生活が必要になったとき



指定避難所